

# 平成29年度 連携型選抜 生徒募集要項

群馬県立尾瀬高等学校

〒378-0301

群馬県沼田市利根町平川1406番地

電話 0278(56)2310

FAX 0278(56)3720

## 1 応募資格

沼田市立利根中学校及び片品村立片品中学校の第3学年に在籍する生徒に限って出願できる。連携型中学校から本校に前期選抜での出願はできない。

## 2 募集人員

定めない。

## 3 志願して欲しい生徒像

- (1) 郷土を愛し、地域社会の発展に貢献したいと思っている生徒
- (2) 様々な体験学習を通して豊かな教養を身に付け、自己表現力を高めたいと思っている生徒
- (3) 各学科を志望する理由が明白であり、高校生活に対し明確な目的意識を持った生徒
- (4) 真面目な態度で意欲的に学習に取り組める生徒
- (5) 豊かな人間性を備え、基本的な生活習慣が身に付いている生徒
- (6) 本校での学習内容を習得できる基礎学力を有する生徒
- (7) 部活動・生徒会活動・ボランティア活動・資格取得・調査研究活動等に熱心に取り組める生徒

## 4 出願手続

- (1) 志願者は、「平成29年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項（以下「県要項」という。）第9 連携型選抜 4 出願手続」に基づいた書類ア、イを、中学校長を経由して、本校校長に提出する。  
ア 「入学願書」  
イ 「志願理由書」
- (2) 中学校長は、当該志願者の「卒業見込証明書」（様式は「県要項」様式3-2、32ページ）を、本校校長に提出する。
- (3) 学科間の第2志望は認めない。

## 5 志願の取消し

- (1) 志願の取消しは、2月7日（火）午後4時までにを行うものとする。
- (2) 志願の取消しの手続は、「県要項」による。

## 6 選抜方法

「調査書」、3教科の学力検査及び面接

## 7 受検者の注意すべき事項

- (1) 検査場への携帯品は、次のとおりとする。  
受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規。（ただし、公式や角度等の記入してあるものは使用できない。）なお、問題解答の参考となるもの（計算機能の付いた時計・携帯電話等）は、検査場には持ち込めない。  
※ 検査場には時計がないので、必要に応じて腕時計等持参した方が良い。
- (2) 上ばき及び昼食を持参すること。

## 8 学力検査及び面接

期日	時間	9:30～10:10	10:25～11:05	11:20～12:00	昼 食	13:00～
2月8日(水)		国 語	数 学	英 語		面 接

## 9 選抜日程

事 項	期 日	備 考
入学願書等受付、卒業見込証明書提出	2月1日(水) 2月2日(木)	2月1日は午前9時から午後4時までとし、 2月2日は午前9時から正午までとする。 ※ 本校事務室で行う。
学力検査等実施	2月8日(水)	受付 午前8時30分～午前9時 前記8による。
合格者発表	2月16日(木)	発表の方法は、「県要項」による。

## 10 学力検査の教科別得点の開示

- (1) 2月17日(金)から3月21日(火)までの期間に、本校において学力検査の教科別得点を、受検者本人の請求により開示する。代理人は認めない。ただし、保護者の同席は認める。
- (2) 受付は、午前9時から午後4時までとする。
- (3) 開示を請求する者は、受付で受検票を提示すること。本人確認後、原則として受検者の得点が記載された一覧表のうち、受検者本人部分の得点を閲覧するものとする。
- (4) 電話による得点の照会に対する回答及び一覧表の写し(コピー等)の交付は、個人情報の適正な管理に支障を来すおそれがあるため行わない。
- (5) 開示を行わない期間  
祝日、土曜日、日曜日、2月22日(水)～23日(木)、2月28日(火)、3月1日(水)、3月7日(火)～3月9日(木)

## 11 連携型高等学校における後期選抜

- (1) 連携型選抜で不合格となった者は、本校への後期選抜の応募資格がないものとする。
- (2) 募集人員は、募集定員から前期選抜募集人員及び連携型選抜合格者数を減じた数とする。ただし、前期選抜合格者数が前期選抜募集人員に満たない場合は、募集定員から前期選抜合格者数及び連携型選抜合格者数を減じた数とする。なお、合格者数等の合計が募集定員を満たした場合には、後期選抜は実施しない。

## 12 その他

- (1) 合格者は、3月15日(水)午前10時から正午までに、本校事務室で受検票を提示し、入学関係書類を受領すること。また、3月22日(水)午後1時30分から入学に関する説明会及び物品販売を行うので、保護者と本人が出席すること。
- (2) 引率・付添について
  - ・係員の指示に従うこと。
  - ・控室は公仕室とする。
- (3) 携帯電話等について
  - ・校舎内では、電源を切りカバンの中に入れておくこと。
- (4) その他必要なものは「県要項」による。